

11月20日付けで回答を受けました。当団体は、この回答を精査しましたが、同社との間で認識に齟齬がある現状等に鑑み、要請に対して適切な対応をされる可能性は少ないと判断し、2021年3月4日付けで消費者庁に宛て、情報提供兼要請書を送りました。

詳細はQRコードをご覧ください。⇒



■酵素等の成分の作用による痩身効果を標ぼうする食品の販売事業者5社に対する申入れ活動について。

当団体は、2019年3月29日、消費者庁より措置命令を受けた酵素等の成分の作用による痩身効果を標ぼうする食品の販売事業者に対し、2020年2月26日、①購入者に返金に応じることを個別に通知すること、②（措置命令は消費者への返金を含まないので）消費者が希望する場合は返金等を行うこと、を申し入れました。

申入れ活動の結果、3社からは購入者への個別通知と返金に応じるとともに、当団体に対して返金の実施状況を定期的に報告していただけることとなりました。また、(株)モイストは、2020年4月6日、景品表示法第10条に基づき、消費者庁長官が認定した返金措置を行いました。なお、1社は同年5月15日、消費者庁から当該措置命令を取り消したとして公表されました。



上記の申入れ活動の結果として、定期報告に応じて頂けることとなった3社の返金者数は、2021年3月31日現在282名であり、一定の消費者被害の回復がなされました。今後も3ヶ月ごとに返金状況について更新していく予定です。

詳細はQRコードをご覧ください。⇒



申入れ活動について 返金状況について

■興和(株)が提供するカンゾコーワの表示・広告をめぐる「申入れ」活動について。

当団体は、興和(株)が販売する「カンゾコーワドリンク」及び「カンゾコーワ粒」の表示・広告について、不当景品類及び不当表示防止法上の問題があると判断し、2020年9月、カンゾコーワには、アルコールを分解する、二日酔いを防止・緩和するといった効果・効能があると不特定かつ多数の一般消費者に誤認される表示を行わないことを申し入れました。



この申入れに対し、興和(株)は表示・広告について一定の改善に取り組まれたことを鑑み、2021年4月をもって、同社に対する「申入れ」活動を終了いたしました。

詳細はQRコードをご覧ください。⇒



2021年度 KC's 通常総会・記念シンポジウムのご案内

新型コロナウイルス感染拡大の現状を踏まえ、2021年度総会は、Web開催とします。皆さまには、「実出席」はご遠慮いただき、Web出席をお願いいたします。正会員がWeb出席される場合は、表決権行使は「書面表決」又は「委任表」の提出となりますが、どうぞご理解をお願いします。なお、記念シンポジウムはZoomのウェビナーを用いたオンライン会議として開催いたします。どうぞ、皆さまのご参加をお願いします。

※なお、書面による開催案内は総会議案書と合わせ、6月7日に発送を予定しています。

■日時：2021年6月26日（土）
13時30分～16時

■場所：エル・おおさか 10階 研修室5
（会員・一般参加者はWeb出席をお願いします）

- タイムスケジュール（予定）：**
 13：00～13：30 総会受付
 13：30～14：00 通常総会
 14：00～14：30 休憩～新役員体制ご紹介
 14：30～16：00 総会シンポジウム

■総会記念シンポジウム
特定商取引法の改正について考える
 ～特定商取引法改正の概要（詐欺的お試し定期購入や送り付け商法への規制強化、交付義務書面の電子化等）について学び、問題点を考える～

●基調講演：「特定商取引法改正のポイント」
 講師：増田 悦子さん
 （公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事長）

●参加費 無料

お申込み等、詳細はQRコードをご覧ください。⇒



特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 略称:KC's (内閣総理大臣認定：適格消費者団体・特定適格消費者団体)

KC's NEWS

発行所 KC's事務局 〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号 椿本ビル5階502号室
 TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730 eメール: info@kc-s.or.jp HP: http://www.kc-s.or.jp/

No.89
2021.5.26

家賃債務保証業者「フォーシーズ株式会社」に対する差止請求訴訟についての大阪高等裁判所2021年(令和3年)3月5日判決について

家賃債務保証業者「フォーシーズ株式会社」に対する消費者契約法に基づく不当条項使用差止請求訴訟事件の控訴審について、2021年（令和3年）3月5日、大阪高等裁判所（西川知一郎裁判長）は、フォーシーズの控訴に基づき、KC'sの請求を一部認容した1審判決を取り消して、これを棄却し、他方で、KC'sの控訴及び控訴審における附帯控訴に基づく追加請求を棄却するとKC's全面敗訴の不当判決を言い渡しました。

KC'sは、フォーシーズと賃借人及び個人の連帯保証人との間の保証委託契約の下記契約条項について、消費者契約法により無効となるとして、その使用の差止めなどを求めましたが、控訴審判決は、いずれも、無効ではないと判断しました。

しかしながら、家賃債務保証業者が無催告にて賃貸借契約を解除できるとする条項（本件契約13条1項）は、無催告での賃貸借契約の解除を認めている点や、家賃債務保証業者に賃貸借契約の契約解除権を付与している点において、民法等の任意規定が適用される場合に比して消費者の権利を制限し、信義則に反して一方的に消費者の利益を害するものであって、消費者契約法10条により無効とされるべきであり、また、家賃債務保証業者による無催告での賃貸借契約の解除権の行使に対し賃借人等が異議はないことを定める点において、家賃債務保証業者の不法行為による損害賠償責任を全部免除するものであって、消費者契約法8条1項3号により無効とされるべきです。

また、家賃債務保証業者が保証債務を履行するに先だって賃借人に通知をせずともよく、通知をしなかったとしても、賃借人は、賃貸人に対して有している抗弁を主張して、家賃債務保証業者からの求償請求を拒否できないとする本件契約14条1項、同条4項は、家賃債務保証業

者の回収を優先させ、賃借人から回収できないリスクを賃借人に押しつけるものであって、消費者の権利を制限し、信義則に反して一方的に消費者の利益を害するものであって、消費者契約法10条により無効とされるべきです。

さらに、所定の事由がある場合に、家賃債務保証業者が、賃借人が賃借物件を明け渡したものとみなすことができるとする本件契約18条2項2号は、法的手続によらずに明渡しを実現し、そのような自力救済の不法行為に基づく賃借物件に対する占有権や残置動産類の所有権の侵害による損害賠償責任を全部免除するものであって、消費者契約法8条1項3号により無効とされるべきであり、法的手続によらなければ、意に反して賃借物件の明渡しを強制されないとの一般法理に照らして、消費者の権利を制限して、一方的に消費者の利益を害するものであって、消費者契約法10条により無効とされるべきです。

控訴審判決は、保証債務の増大を回避したいという家賃債務保証業者の事情を最優先にし



3月5日プレスリリースの様様
 (大阪高等裁判所 司法記者クラブにて)

て、賃借人の居住権や法的手続の保障を受ける権利を不当に侵害してもかまわないというべき判断であって、司法の役割・責務を自ら否定・放棄するものであり、消費者被害を未然に防止するという消費者団体訴訟の趣旨に反するものというほかありません。

こうした控訴審判決の誤りを是正するため、

消費者庁「消費者裁判特例法等に関する検討会」での検討が始まりました。

KC'sも「特定適格消費者団体」として制度を担う「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）」の施行（2016年10月）から4年が経過しました。

これまで、「特定適格消費者団体」は、消費者機構日本、消費者支援機構関西、埼玉消費者被害をなくす会の3団体が認定され、5事業者に対して共通義務確認の訴えが提起されています。また、特定適格消費者団体から返金の申入れを受けた事業者により任意の対応が行われ、訴えの提起に至ることなく被害が回復されるといった成果も



KC'sは、最高裁に対して、2021年3月17日（同月18日到達）に上告および上告受理申立を行いました。

詳細はQRコードをご覧ください。⇒



判決について 上告について

ありました。今回、同法の運用状況を踏まえつつ、消費者にとっての利用のしやすさ、特定適格消費者団体の社会的意義・果たすべき役割等の多角的な観点から検討を行うため、消費者庁は、「消費者裁判特例法等に関する検討会」を設置し、検討を始めています。検討会の委員には、元KC's被害回復検討委員の大高友一弁護士や、消費者スマイル基金の河野康子事務局長が入られています。座長は、一橋大学大学院法学研究科の山本和彦教授が務めています。また、KC'sからは島川勝理事（被害回復検討委員長）、五條操理事（被害回復検討副委員長）がオブザーバー参加しています。

検討会は、3月24日（第1回）から開始され、月1～2回開催され、8月中に、検討内容がとりまとめられる予定です。Webでの一般傍聴も可能ですので、ぜひ傍聴にご参加ください（詳細は、消費者庁Webサイトご参照）。

3月26日、「不招請勧誘規制を求める関西連絡会」が主催した講座「知っておきたいTwitterの活用方法と注意点」に参加しました。

3月26日、「不招請勧誘規制を求める関西連絡会」が開催した、Twitterの使い方を学ぶオンライン学習会に参加しました。講師は、子供とネットを考える会代表、京都府警察ネット安心アドバイザーの山口あゆみさんが務められました。20名の参加者それぞれ、Zoomでの解説を基に、自分のスマホで実際にTwitterの画面を操作し、ツイートやフォローの仕方をはじめ、情報収集や情報発信で消費者運動に生かせるツールについて学びました。

KC'sのツイッターは、こちらをご覧ください。ぜひフォローをお願いします。



団体賛助会員紹介

KC'sの活動は、多くの団体賛助会員の方々によって支えられています。団体賛助会員は2021年4月現在で77社・団体に上りますが、各団体とも消費者市民社会の創造に向け、様々な取組を進めておられます。今回はカゴメ株式会社様からの、ご寄稿を紹介いたします。

当社は『自然を、おいしく、楽しく。KAGOME』をお客様とのお約束として、長年にわたり、野菜や果物など自然の恵みをいかした商品を通して人々の健康に貢献してきました。

野菜の摂取量増加にむけた取り組み

当社は2025年のありたい姿を「食を通じて社会課題の解決に取り組み、持続的に成長できる強い企業」としております。当社が取り組むべき社会課題は「健康寿命の延伸」「農業振興・地方創生」「世界の食糧問題」だと考えておりますが、なかでも「健康寿命の延伸」に貢献するため、生活者一人ひとりの野菜摂取量を増やす取り組みに力をいれております。

一方「厚生労働省 健康日本21」が推奨する1日の野菜摂取目標量350gに対して、現状は約290gであり、あと60g足りておりません（※1）。この状況は10年間継続しております。

そこで当社は長年続いている日本の野菜不足を解決することを目的に、2020年1月から「野菜をとろうキャンペーン」を全社一丸となって展開しております。この活動では『野菜をとろう あと60g』という前向きなスローガンのもと、野菜を摂ることの大切さや野菜の効率的で上手な摂り方を広めてまいります。多様化しているお客様の食生活に対して、野菜を生鮮・冷凍、飲料、調味料、スープといった多様な形態で提供すると

カゴメ株式会社

もに、メニューレシピの開発にも力を入れて取り組んでまいります。このほか「野菜をとろうキャンペーン」の活動趣旨に賛同していただきました19の異業種の企業・団体の皆様と共同で、野菜の魅力伝える活動も展開しております。



野菜をとろうキャンペーンのロゴ

（※1）平成22年～令和元年国民健康・栄養調査（厚生労働省）での日本人の平均野菜摂取量は約290g。

環境配慮の取り組み

当社は自然の恵みを活かした商品で人々の健康に貢献したいと願っております。そのためには、高品質な原料の安定的な調達が必要不可欠であり、自然環境の保全は当社にとって優先度の高い重要な課題です。現在、植物由来素材やリサイクル素材のプラスチックの利用を推進したり、一部の紙容器飲料に紙ストローを採用したりすることで、環境負荷の低減に取り組んでおります。また持続可能な農業の実現を目指し、「カゴメ野菜生活ファーム富士見（長野県富士見町）」で生物多様性保全に配慮した農業を開始しました。

お問い合わせ

カゴメ株式会社 お客様相談センター
〒103-8461 東京都中央区日本橋浜町3-21-1
電話番号：0120-401-831
ホームページ：https://www.kagome.co.jp/

差止裁判・申入れ活動について

■コスモ石油マーケティング(株)が行ったハイオクガソリンの性能の表示をめぐる問題について、消費者庁に「情報提供兼要請書」を送付しました。

当団体は、コスモエネルギーホールディングス(株)及びコスモ石油マーケティング(株)の2社に対し、ハイオクガソリンの性能についての表示

広告により誤認した消費者の被害回復のため必要な措置をとることを求めて、2020年10月21日付けで要請書を送りました。これに対して当該ハイオクガソリンを販売しているコスモ石油マーケティング(株)から

